原判決を破棄する。

被告人を懲役六月に処する。

但し本裁判確定の日から三年間右刑の執行を猶予する。

被告人を執行猶予期間中保護観察に付する。

原審の訴訟費用は被告人の負担とする。

理 由

弁護人高岡次郎の控訴趣意は同人提出の控訴趣意書記載のとおりであるから之を 引用する。

弁護人の控訴趣意第一点について(事実誤認)

同第二点について (量刑不当)

本件犯罪事実は原判決挙示の証拠によつて認めらるるとおり、被告人は昭和二十九年十二月二十日午前一時頃函館市a町b番地B内A方において同人所有の袋入精粳米一斗を窃取し、更に引続き袋入同米二斗をも窃取せんとし、これに手をかけた際右所有者に発見され目的を果さず逃走したものであつて情状必ずしも軽いと云い得ないのであるが、原審で取調べた証拠によれば、本件犯罪は計画的でなく突嵯的であり、直ちに発見されたため実害も全くなかつたのであつて、被告人の改定がある。自ちに発見されたため実ました。これの他記録と窺われる諸般の情状によると、原審が懲役六月の実刑に処したのは、被告人が先に窃盗罪によつて懲役一年に処せられ刑の執行猶予中であるとはいえ量刑重きにすぎるものと認めらるる。論旨は理由がある。

よつて刑事訴訟法第三百九十七条第一項、第三百八十一条によつて原判決を破棄 し、同法第四百条但書によつて当裁判所で更に判決する。

被告人の犯罪事実は前述の通りであり、証拠は原判決挙示のとおりであるから之 を引用する。

被告人の所為は刑法第二百三十五条に該当するので、所定刑期範囲内で被告人を懲役六月に処する。被告人は昭和二十八年三月二十日札幌地方裁判所小樽支部で言渡され、同年四月確定した懲役一年の刑の執行猶予中ではあるが、前記の如く情状特に憫諒すべきものがあるから刑法第二十五条第二項によつて本判決確定の日から三年間右刑の執行を猶予し、同法第二十五条の二第一項後段により右猶予期間中被告人を保護観察に付し、原審の訴訟費用は刑事訴訟法第百八十一条第一項本文により被告人に負担させることとし、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 西田賢次郎 裁判官 山崎益男 裁判官 中村義正)